

平成 30 年 6 月 10 日現在

機関番号：32687

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16946

研究課題名(和文) ハーム・リダクションの可能性に関する研究：刑事司法に依存しない薬物政策のために

研究課題名(英文) Japanese Harm Reduction: Aiming to not to Depend on Punishment

研究代表者

丸山 泰弘 (Maruyama, Yasuhiro)

立正大学・法学部・准教授

研究者番号：60586189

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、まず “War on Drugs” 政策終焉以降のアメリカにおける薬物政策とドラッグ・コート政策およびアメリカ国内のハーム・リダクション政策について調査および研究を行うことを第一目標とし、国際的なハーム・リダクション政策との関係の中で欧州の薬物政策、とくに社会的資源の役割と諸問題について刑事司法に依存しない薬物政策を検討することが第二目標とした。さらに、上記 および を検討することで近年の危険ドラッグ対策のように規制によってのみ対応することの問題点と刑事司法に依存しない日本の薬物政策について検討を行うことを第三目標とし、調査研究及び研究報告を行った。

研究成果の概要(英文)： In Japan, it is widely thought that an illegal drug user is a criminal who should be punished. Most addicts have few opportunities to be treated by the medical system or to be supported by social welfare workers. However, a new treatment oriented drug policy has been introduced within the criminal justice system. For example, many private support groups, such as the Drug Addiction Rehabilitation Center (DARC), provide care programs in prisons. Moreover, new types of policy that are purportedly more curative for drug addicts have increased and been put into practice recently. These include, inter alia, an extension of urine analysis drug testing which is increasingly made a compulsory component of probationary supervision and parole conditions, and the mandatory engagement in “special guidance” drug treatment programs both within custodial and community settings.

研究分野：刑事法

キーワード：刑事政策 犯罪学 薬物政策 ドラッグ・コート 治療的司法 司法福祉

## 1. 研究開始当初の背景

**【日本の薬物対策の現状】** 日本では、薬物乱用防止五か年戦略が 1998 年に策定されて以来、5 年ごとに薬物乱用防止五か年戦略が策定されている。いずれの戦略においても、供給側と需要側への取組みを分け、徹底した取締りを強化することが掲げられ行動に移されていたが、薬物依存症（物質使用障がいともいう）をケアするという姿勢を見ることは困難であった。

一方で、三次戦略および四次戦略では、これまでの戦略よりも再乱用防止に向けた医療的・福祉的な薬物依存症対策を掲げ、より早期に介入された司法・医療・福祉のバランスが取れた薬物政策が目指されることとなった。こういった背景の中、今なお社会的受け皿の問題等の指摘が残されているが、日本は刑の一部の執行猶予制度が導入するなど、従来よりも「治療的」で「福祉的」な制度へと変化する時期であると言える。また、危険ドラッグ問題については、刑事規制のみでは解決し得ない問題が生じている。

**【ドラッグ・コート政策の意義】** アメリカでは**薬物犯罪専門裁判所（ドラッグ・コート）**が存在し、司法・医療・福祉のつながりにおいて一つのあり方が示されている。ドラッグ・コート制度は、瞬く間に全米に広がり、一大ムーブメントを巻き起こした。ドラッグ・コート政策の意義は、従来の伝統的な刑事司法では、薬物依存症という薬物犯罪の原因となる社会的問題の解決はせず、むしろ逮捕および拘禁を繰り返すことで、**社会から孤立を生み出し、その問題性を深め、薬物使用が繰り返されることへの反省点から始まっているところにある。**さらに、重要な意義は**社会的資源として治療共同体や自助グループと協同**で社会的問題の解決に司法が関わり、治療プログラム

を提供することにある。

**【ドラッグ・コート政策の問題点】** ドラッグ・コートなどの問題解決型裁判所において用いられる「**治療的司法**」という理念は、司法が社会的問題解決の一道具としての役割を担い、法的効果の良い面と悪い面の効果をより効率的に利用すべきとする点で注目がなされる（David B. Wexler）。しかし、いかに治療的であり、福祉的であろうとしても、最終的には刑罰としての施設収容を用いた処遇を行うという問題も同時に含んでおり、その「**司法の福祉化**」と同時に「**福祉の司法化**」を引き起こしている状態である。

**【薬物を取巻く世界的な動向】** 上記のように治療的司法の発展とともに、ヨーロッパを中心として、刑事司法ではなく社会福祉によって薬物問題を解決しようとしている国が存在する。それは、国家的に薬物の害をいかに軽減するかに注目したハーム・リダクション政策を行い、これまで違法とされていた薬物を非犯罪化または非刑罰化することがオランダおよびポルトガルといったヨーロッパ諸国を中心に起きている。また、アメリカでも 2012 年にコロラド州およびワシントン州においてマリファナの所持に関する州民投票が行われ、合法化されることとなった。オバマ大統領が目指す「収容に頼らない薬物政策」とは、ドラッグ・コート制度なのか、またはハーム・リダクション政策であるのかが注目されている。

## 2. 研究の目的

上記の問題背景がある中、今後、数年をかけて、アメリカ国内をはじめ世界中に薬物政策の変換の時期が訪れることが予想される。つまり、依存性の高い薬物を規制し、

刑罰による薬物政策を主導してきたアメリカがドラッグ・コートを中心とした薬物政策を実行していくのか、ハーム・リダクションを中心とした非犯罪化ないしは非刑罰化を中心とした薬物政策を実行していくのが注目されているのである。とくに、薬物政策に関しアメリカの影響を受けている日本において、アメリカの薬物政策の変更は、どのような問題を生じさせるのであろうか。現状では、刑の一部執行猶予制度を中心とした、いわゆる治療の機会を示しながらも刑罰を背景にして行う薬物政策が進められると推測される。また、危険ドラッグの登場とその規制といったイタチゴっこでは解決しない新たな方法が望まれている。日本において刑事司法に依存しない薬物政策が、いまだ未検討であるように思われる。

### 3. 研究の方法

具体的な方法として以下の方法で行った。まず、**全米ドラッグ・コート専門家会議(NADCP)に可能な限り参加し、その他にもアメリカ国内の薬物政策の動向を調査する。**第二に**ヨーロッパを中心に展開されているハーム・リダクション先進国での調査を行う。**第三に、ダルク(DARC)を中心とした日本国内の調査である。

主に、文献や施設でのインタビュー調査が中心となっている。しかし、裁判所のみならず、特に支援の現場での体験は資料では学べない「生」の声や問題が多くえられる。

本研究では、目的にも記したように**“War on Drugs”政策終焉以降のアメリカにおける薬物政策とドラッグ・コート政策およびアメリカ国内のハーム・リダクション政策について調査および研究を行うこと**を第一目標とし、**国際的なハーム・リダクション政策との関係の中で欧州の薬物政策、とくに社会的資源の役割と諸問題について刑事司法に依存しない薬物政策**

**を検討することが第二目標とした。**さらに、上記 および を検討することで**近年の危険ドラッグ対策のように規制によってのみ対応することの問題点と刑事司法に依存しない日本の薬物政策について検討を行うこと**を第三目標とした。

### 4. 研究成果

第一の目標に向けて、従来の文献研究にとどまらず、治療的司法の創始者であるDavid Wexler にプラハで開催された国際学会でコンタクトをとり、日本への招聘を手伝うとともにインタビュー調査を行うなどの理論面での裏付けについて研究を行った。特に、刑事司法の枠の中で支援を行うドラッグ・コートをはじめとした問題解決型裁判所のあり方や課題について多くのことを知ることができた。

第二の目標に向けて、刑事司法に依存しない薬物政策のあり方について調査を行うことに焦点を置いた。2017年度は具体的に薬物政策を行なっている場に調査を行うことができなかったが、7月にはプラハの国際学会に出席し、各国の薬物政策との差異について議論を行い、9月にはカーディフにおいて行われた国際学会に出席し、ここでも若手の研究者たちを中心に最先端の情報収集を行うことができた。

第三の目標に向けて、特にダルクはその支援団体への調査を行いつつ、各地のダルクや支援団体から講演等を依頼されることが多く、理論と実践の差異について多くの意見交換が行われた。特に、2016年から始まっている刑の一部執行猶予については、現場でも抱えている問題が多く、理論と実践の架け橋となるような意見交換がなされた。

最終年度である2017年度においては、主にこれまでの研究成果をアウトプットする場として位置付けており、国際学会2つ、

国内学会では3つの報告を行い、雑誌論文は3つ公表し、著書は2冊を公刊している（詳細は業績欄を参照）。

まとめ～刑事罰に依存しない薬物政策のために～

#### 1 ドラッグ・コートの展開とその限界

社会保障が充実しているとは言えない日本においては、まず刑事司法でどのように薬物政策に向き合うかという問に対して、アメリカのDrug Courtのようなものが運用されるかどうか議論の余地があろう。たとえば、審議会において議論されている「宣告猶予」を用いた社会復帰支援の運用の内容によっては、Drug Courtのような薬物政策が期待されるかもしれない。しかし、アメリカの運用とは、決定的な違いがある。それは、Drug Courtは違法薬物の再使用がすぐさま「再犯」とされ、刑罰の対象とはならないことである。再使用することは、回復過程の中で、ごく一般に生じることであり、むしろ、どういった状態で使用したかを確認し、次にそのエラーが生まれないように、どのようにトライするのかという判断材料として利用される。つまり、薬物の使用罪に対し厳格に刑罰が処せられる日本では、再使用が治療プログラムの打ち切りを意味し、刑罰を土台とした上での監視による介入となることが予想される。

しかし、いかに伝統的な裁判所よりも治療的で福祉的であるとしても、問題解決型裁判所のように刑事司法の枠内で行うことに限界があると指摘するのがDrug Policy Alliance（以下、DPA）である。彼らは、エビデンスに基づいた効果的な薬物政策は、非犯罪化することであると主張をしている。いわゆる「ハーム・リダクション政策」と呼ばれるものであり、規制によってもたらされる害悪の軽減を訴えている。特に、DPAは薬物政策においては、Drug Courtを批判の対象としており、草の根運動を展

開している。

DPAは、科学・公衆衛生および人権に基づく薬物政策を主張する団体であり、様々な活動を行ってきた。たとえば、2012年にアメリカで初めて嗜好的な大麻の使用が合法化されたコロラド州とワシントン州での州民投票での活動を繰り返し、3度目の重罪によって終身刑が言い渡される三振法の規定から非暴力の薬物犯罪を外す活動を行い、さらには非犯罪化に向けて政策転換をする国の支援も行っている。

DPAのDrug Courtへの批判によれば、「Drug Courtはコストの削減にも寄与していないし、刑事施設の収容人員の減少にも寄与していない。さらに、公衆の安全を立証できていない」、「対象となる人々を従前よりも悪い生活スタイルに追いやっている」、「少なくとも、懲罰的で依存症を進行させるような傾向がある」という点を挙げている。従来の伝統的な刑事裁判から見れば、かなり治療的であり、福祉的な介入であると思われるが、最終的にはその土台を刑事司法的な運用の置いており、その上での「治療的介入」である限り、刑事司法からの脱却は難しく、Drug Court型の政策には意味がないと主張する。

#### 2 ポルトガルの挑戦

以上のように、いかに治療的で福祉的であっても刑事司法の枠内で行う薬物政策の限界があるとし、非犯罪化や非刑罰化へと舵を切る国も存在する。その代表格がポルトガルであろう。ポルトガルの挑戦は、世界的に注目を浴びている。ポルトガルは、2001年にほぼ全ての規制薬物を非刑罰化している。ポルトガルにおいても、法務省を中心とした刑罰による取締りが中心であった。しかし、問題使用をする人が人口の1%に達したことを契機に、根本的な政策の転換をしたのである。90年代ごろまでは法

務省のみでの対応であったが、治療的な観点からの介入が必要であると考えられるようになり、健康省のアプローチが始まった。その後、1997年には治療ネットワーク法が成立し、治療と福祉を中心とした介入が行われるようになった。そして、ついに2000年に所持量によって所持罪の非刑罰化が規定された法律（Law 30/2000）が成立し、2001年から施行されるに至ったのである。

所持量によっては犯罪にもなりえるために、介入の端緒としては、警察から始まることもある。しかし、薬物依存の問題を抱えていると判断されると commission と呼ばれる専門家集団に相談するように伝えられる。この commission は、法律家、臨床心理士、ソーシャル・ワーカーなどによって構成されており、精神科医は含まれていない。この commission に相談に行かなかった場合には行政罰としての罰金の支払い命令が命じられる場合があるが、そういった事例はほとんどない。薬物依存が原因で相談に訪れなかった場合は、不問とされ、そちらの事例が多い。

刑事司法や精神科医療で薬物依存者の問題に取り組むのではなく、生きづらさを抱えた人の社会保障の問題であるとして生活の再建のための支援を行うのがポルトガルの挑戦である。このようにポルトガルの挑戦は、すでに「薬物問題」を刑事司法でどう扱うかという関心から離れており、その人が生きていく上で生活が困ったことがあればそれをサポートするという体制に入っている。その生きづらさの問題の1つが「薬物問題」なのであれば、それをも支援する。

日本においても、ヨーロッパの取り組みから学ぶことが多くあるかと思われる。

また、「ポルトガルは薬物使用の問題が少なかったから非刑罰化に舵を切れたのであろう」といったことが指摘されることがあ

る。それは一部正しく、一部間違った認識であろうと思われる。上述のように、ポルトガルも問題使用が最悪の状態では非刑罰化したのではない。約10年の歳月をかけて健康問題としても土台を作り上げた上で、問題使用を減らし、刑事司法に頼らない薬物政策へと舵を切ったのである。

では、日本ではどうであろうか。外国とは違うと言い続けるのではなく、**その人がその人らしく生きていける生活のために**、今からできることを始めていきたい。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 6 件)

丸山泰弘、刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義～回復する権利と義務～、刑法雑誌、査読無、57巻2号、2018年、229-247.

丸山泰弘、アメリカの薬物政策の動向、アディクションと家族、査読無、33巻1号、2018年、7-10.

丸山泰弘、日本における薬物政策の課題～海外との比較から～、精神科治療学、査読無、32巻11号、2018年、1465-1470.

丸山泰弘、ポルトガルの薬物政策調査報告・2014-2015、立正法学論集、査読無、49巻2号、2016年、196-234.

丸山泰弘、執行猶予中の覚せい剤取締法違反（所持・使用）に対し、医療や回復支援の体制が整えられたとした原審の再度の執行猶予判決を破棄し、実刑を言い渡した事例、新・判例解説 Watch、査読無、17巻、2015年、207-210.

須藤明、丸山泰弘、岡本吉生、村尾泰弘、米国シアトル市の刑事司法事情～Probation Officer 及び Mitigation Specialist が行う判決前調査を中心に～、司法福祉学研究、査読無、15巻、2015年、94-105.

〔学会発表〕(計 12 件)

Yasuhiro Maruyama, A New Movement in Japanese Drug Policy: Aiming for Policies that do not Depend on Punishment, 12th International Society for the Study of Drug Policy, 2018. 5. 17, Vancouver, CANADA.

Yasuhiro Maruyama, Lowering the Age of Criminal Liability in Japanese Juvenile Systems, The 17th Annual Conference of European Society of Criminology, 2017. 9. 15, Cardiff University, Wales.

丸山泰弘, 日本における臨床心理士及びソーシャルワーカーの司法実践～刑事政策学の立場から～、第 18 回日本司法福祉学会(第 2 回犯罪学関連学会合同大会) 2017. 9. 3、國學院大學.

Yasuhiro Maruyama, Contemporary Japanese Drug Policy: The First Step in Implementing Japanese Drug Policy without Punishment, The 35th International Congress on Law and Mental Health, 2017. 7. 14, Charles University at Prague.

丸山泰弘, 刑事罰ではなく社会保障で取り組む薬物政策、第 39 回日本中毒学会、2017. 6. 30、つくば国際会議場.

丸山泰弘, 刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義～回復する権利と義務～、第 95 回日本刑法学会、2017. 5. 21、慶應義塾大学.

丸山泰弘, (司会およびコメント)暴力団員の離脱者と人権、第 43 回日本犯罪社会学会、2016. 10. 29、甲南大学.

丸山泰弘, アメリカの薬物政策の動向～ドラッグ・コートなのか非刑罰化なのか～、第 27 回日本嗜癮行動学会、2016. 10. 22、龍谷大学.

Yasuhiro Maruyama, Current Japanese Drug Policy: Toward the Establishment without Dependence on Punishment, The

16th Annual Conference of European Society of Criminology, 2016. 9. 22, Germany, Münster.

丸山泰弘, 判決前調査と法曹三者以外の専門家、日本心理臨床学会第 34 回秋季大会、2015. 9. 20、神戸国際会議場.

Yasuhiro Maruyama, Criminalized Welfare: Problematic issues of Partial Suspensions of Imprisonment, The 15th Annual Conference of European Society of Criminology, 2015. 9. 4, Porto, Portugal.

Yasuhiro Maruyama, Partial Suspension of Imprisonment in Japan: Searching for what lies behind welfare models, The 4th East Asian Law & Society Conference, 2015. 8. 6, Waseda University, Japan.

〔図書〕(計 5 件)

須藤明、丸山泰弘、岡本吉生、村尾泰弘、日本評論社、刑事裁判における人間行動科学の寄与～情状鑑定と判決前調査～、2018 年、291.

土山希美枝編著、日本評論社、裁判員時代の情報リテラシー～法情報・法教育の理論と実践、2018 年、313.

日本犯罪心理学会編、丸善出版、犯罪心理学事典、2016 年、840.

井田良ほか編、成文堂、浅田和茂先生古稀祝賀論文集(下巻) 丸山泰弘、判決前調査とその担い手～Mitigation Specialist (減軽専門家)の視点～、699-719.

丸山泰弘編著、成文堂、刑事司法と福祉をつなぐ～罪を犯した人への福祉的支援を考える～、2015 年、76.

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

丸山 泰弘 (MARUYAMA, Yasuhiro)  
立正大学・法学部・准教授  
研究者番号: 60586189